

文部科学省 の概要



文部科学省

INDEX
目次

4 文部科学省の組織

文部科学省の沿革

各局等の紹介

6 総合教育政策局 ● 教育

8 初等中等教育局 ● 教育

12 高等教育局 ● 教育

14 科学技術・学術政策局 ● 科学技術・学術

16 研究振興局 ● 科学技術・学術

18 研究開発局 ● 科学技術・学術

20 スポーツ庁 ● スポーツ

22 文化庁 ● 文化

24 大臣官房／国際統括官

25 大臣官房 文教施設企画・防災部

26 各種資料

30 関係独立行政法人等の紹介

31 文部科学省庁舎案内等

文部科学大臣・副大臣・大臣政務官

(平成 30 年 10 月現在)



文部科学大臣 柴山 昌彦



副大臣 永岡 桂子



副大臣 浮島 智子



大臣政務官 中村 裕之



大臣政務官 白須賀 貴樹

教 育

EDUCATION

科学技術・学術

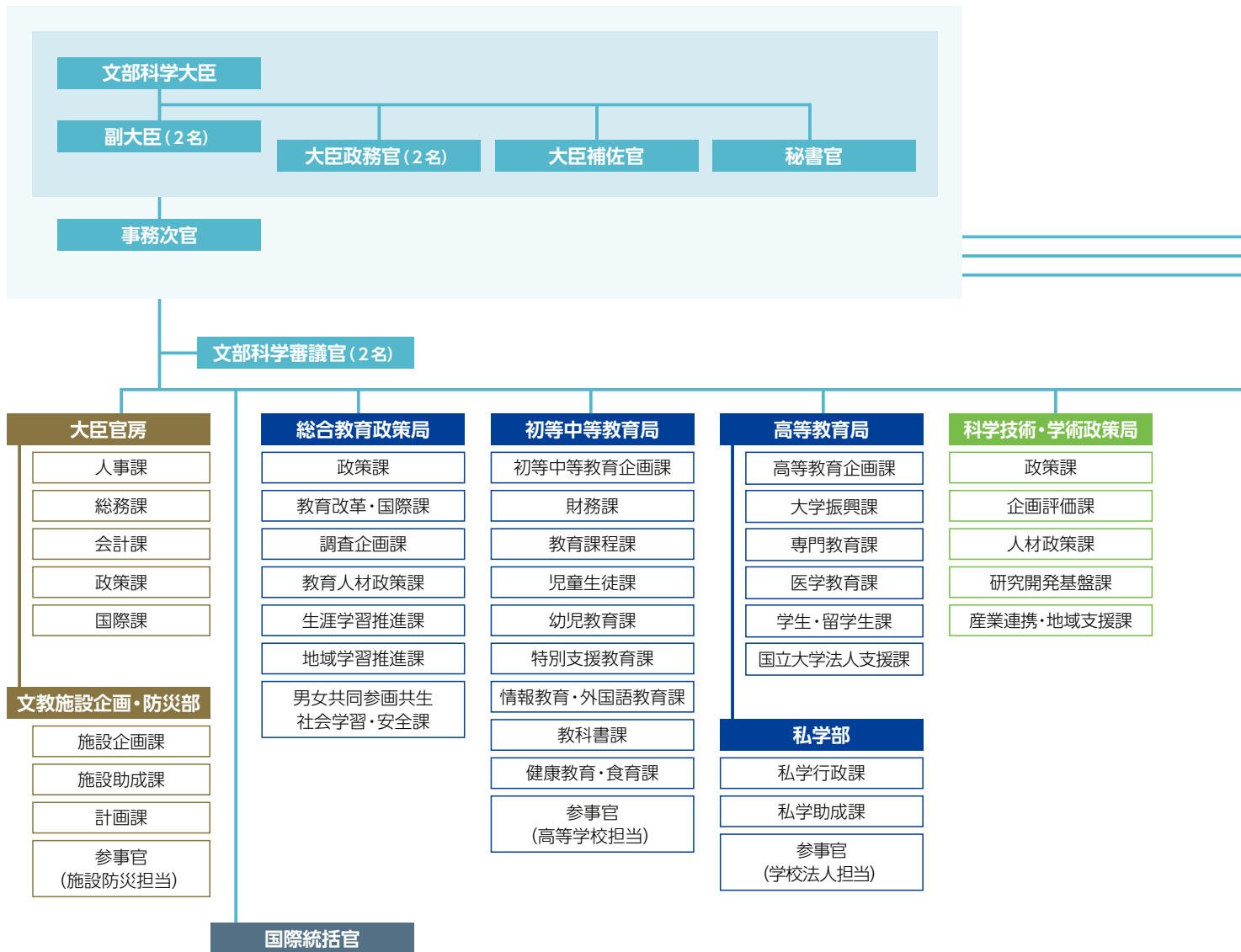
SCIENCE & TECHNOLOGY

スポーツ

SPORTS

文 化

CULTURE



文部科学省の沿革

明治 4年 (1871年)	文部省設置
明治 5年 (1872年)	学制を發布
昭和 22年 (1947年)	教育基本法、学校教育法施行
昭和 24年 (1949年)	科学技術行政協議会設置
昭和 25年 (1950年)	文化財保護法施行 文化財保護委員会設置 (文部省の外局)
昭和 31年 (1956年)	科学技術庁設置 (総理府の外局)
昭和 34年 (1959年)	科学技術会議設置
昭和 36年 (1961年)	スポーツ振興法施行
昭和 39年 (1964年)	東京オリンピック開催
昭和 43年 (1968年)	文化庁設置 (文化財保護委員会と文部省文化局が統合)
昭和 47年 (1972年)	札幌オリンピック開催
昭和 59年 (1984年)	臨時教育審議会設置 (~昭和62年)
平成 7年 (1995年)	科学技術基本法施行
平成 8年 (1996年)	科学技術基本計画策定 (第1期) (~平成12年度)
平成 10年 (1998年)	長野オリンピック開催
平成 12年 (2000年)	スポーツ振興基本計画策定 (~平成23年度)

組織図

(平成30年10月16日現在)



文部科学省

文部科学省定員	本省定員	スポーツ庁定員	文化庁定員
2,124人	1,743人	121人	260人

研究振興局
振興企画課
基礎研究振興課
学術機関課
学術研究助成課
ライフサイエンス課
参事官 (情報担当)
参事官 (ナノテクノロジー・ 物質・材料担当)

研究開発局
開発企画課
地震・防災研究課
海洋地球課
環境エネルギー課
宇宙開発利用課
原子力課
参事官 (原子力損害賠償担当)

施設等機関
国立教育 政策研究所
科学技術・学術 政策研究所
特別の機関
日本学士院
地震調査研究 推進本部
日本ユネスコ 国内委員会

スポーツ庁長官
政策課
健康スポーツ課
競技スポーツ課
国際課
オリンピック・ パラリンピック課
参事官 (地域振興担当)
参事官 (民間スポーツ担当)

文化庁長官
政策課
企画調整課
文化経済・国際課
国語課
著作権課
文化資源活用課
文化財第一課
文化財第二課
宗務課
参事官 (文化創造担当)
参事官 (芸術文化担当)
特別の機関
日本芸術院

平成13年(2001年)	文部科学省発足(中央省庁再編で文部省と科学技術庁が統合) 文化芸術振興基本法施行 科学技術基本計画策定(第2期)(~平成17年度)
平成14年(2002年)	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第1次)策定(~平成18年度) 完全学校週5日制実施
平成18年(2006年)	科学技術基本計画策定(第3期)(~平成22年度) 教育基本法改正、施行
平成19年(2007年)	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次)策定(~平成22年度)
平成20年(2008年)	教育振興基本計画策定(第1期)(~平成24年度)
平成23年(2011年)	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)策定(~平成27年度) 科学技術基本計画策定(第4期)(~平成27年度) スポーツ基本法施行
平成24年(2012年)	スポーツ基本計画策定(第1期)(~平成28年度)
平成25年(2013年)	教育振興基本計画策定(第2期)(~平成29年度)
平成27年(2015年)	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)策定(~2020(平成32)年度) スポーツ庁設置(文部科学省の外局)
平成28年(2016年)	科学技術基本計画策定(第5期)(~2020(平成32)年度)
平成29年(2017年)	スポーツ基本計画策定(第2期)(~2021(平成33)年度)
平成30年(2018年)	教育振興基本計画策定(第3期)(~2022(平成34)年度)

総合教育 政策局

[そうごうきょういくせいさくきょく]

教育政策全体を総合的・横断的に推進し、誰もが必要なときに学び、充実した生涯を送れる環境を実現します

教育基本法に定める生涯学習の理念の実現に向け、総合的かつ客観的な根拠に基づき、教育の基本的な政策の企画・立案を行うとともに、人材育成、環境整備、事業支援といった視点から、生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びを推進します。

政策課

教育改革・国際課

調査企画課

教育人材政策課

生涯学習推進課

地域学習推進課

男女共同参画共生社会学習・安全課

教育改革の推進

教育基本法に基づき、第3期教育振興基本計画を策定（平成30年6月閣議決定）し、人生100年時代、Society5.0（超スマート社会）の到来に向け、「一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化すること」を今後の中心課題に据えた教育政策を推進しています。また、在外教育施設に対する支援や高校生の国際理解教育を実施するとともに、教育のグローバル化や情報化など我が国の教育環境の変化等を迅速に捉え、時宜に合った教育改革を推進しています。



[教育基本法について]

教育政策を効果的かつ確実に実施するためには、総合的かつ客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進することが不可欠であり、学校基本調査や社会教育調査等の基幹統計調査のほか、全国学力・学習状況調査や、諸外国の教育事情に関する調査を行っています。



[教育振興基本計画]

教育を支える専門人材の育成

教育政策の推進のためには、教育を支える専門人材の育成の強化が不可欠です。

特に、学校教育の充実は、その直接の担い手である教師の資質能力に負うところが極めて大きく、教師の資質能力の向上は子供たちの教育の充実を図る上で重要な政策課題です。文部科学省では、教師が専門的・実践的指導力を身に付けることができるよう、教師の養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進めていきます。新たな教育課題に対応した教師の養成の見直しや、優れた人材を確保する方策の検討、現職研修の一層の充実、管理職の養成、教職大学院の充実等に取り組み、教職生涯にわたる職能成長を支えていきます。

さらに、社会教育主事等の社会教育関係人材や、司書教諭・学校司書の養成・研修も併せて一体的に推進し、教育を支える専門人材を総合的に育成します。



教職員支援機構における研修の様子

「生涯にわたる学び」の推進

人生100年時代においては、生涯にわたって職業人として活躍するための能力やスキルの育成を含め、学校教育・社会教育を通じた「生涯にわたる学び」を推進することがより重要なものとなります。

このため、放送大学の振興や、専修学校教育の振興に加え、大学等におけるリカレント教育や初等中等教育段階からのキャリア

教育・職業教育も含めた関係施策を体系的に推進することで、「だれでも、いつでも、どこでも学べる社会」の実現を進めています。

また、各種民間検定試験の振興や高等学校卒業程度認定試験の実施など学びの成果を適切に評価する仕組みの設計や運用を行うとともに、他府省の様々な生涯学習関連施策との協力を進めるなど、誰もが生涯に何度でも質の高い学習活動を行えるようにするための基盤整備に取り組んでいます。

「地域における学び」の推進



地域の方々による生活科の学習支援「野菜の先生」
(愛知県清須市 / 清須市学校・家庭・地域連携推進協議会)

人口減少社会において、活力ある社会を持続可能なものとするためには、住民一人一人の人生を豊かにし、地域が直面する課題の解決や地域活性化のための学習など「地域における学び」を学校教育や家庭教育とも連携しながら強力に推進することが不可欠です。

文部科学省では、地域の力を学校運営に生かす「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入の促進や、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、郷土学習、放課後子供教室、中高校生等への学習支援（地域未来塾）等、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するとともに、公民館・図書館等の地域の学習拠点を整備しています。

また、身近な地域において、保護者が家庭教育に関する情報や学習講座、相談対応を受けることができるよう、地域における主体的な取組を支援しています。「家庭教育支援チーム」による訪問型家庭教育支援体制の構築の推進や、子供たちの基本的な生活習慣の改善のための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しています。



子ども読書の日ポスター

さらに、青少年の豊かな人間性や協調性などの社会を生き抜く力を育むため、国際交流を含めた青少年の様々な体験活動を推進しています。国立青少年教育振興機構では、全国に28ある国立青少年教育施設において、体験活動の機会と場を提供するとともに、民間団体が実施する子供の体験活動への支援等を行っています。

加えて、第4次「子供の読書活動の推進に関

する基本的な計画」（平成30年4月閣議決定）に基づき、乳幼児期・小学生期・中学生期・高校生期の各発達段階に応じて、読書習慣の形成や読書への関心を高める取組を進めているほか、主権者に求められる力の養成に係る方策についての検討を行い、主権者教育を推進しています。



「コミュニティ・スクール」



「学校と地域でつくる学びの未来」



「子供たちの未来はぐくむ家庭教育」



「青少年健全育成」



「早寝早起き朝ごはん」全国協議会



「国立青少年教育振興機構」



「子ども読書の情報館」

「ともに生きる学び」の推進

互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、性別や国籍の違い、障害の有無などにかかわらず人々が安全安心に生き生きと暮らしていくためには、人々の社会参画と活躍の基盤となる学びの環境整備が必要です。

男女共同参画社会基本法やそれに基づく政府の「男女共同参画基本計画」を踏まえた男女共同参画社会形成に関する学習活動、障害者の生涯学習や外国人児童生徒等への指導など「ともに生きる学び」を総合的に支援し推進しています。

また、子供の登下校中の交通事故や、自然災害、不審者事案等に対して、地域ぐるみで子供の安全を守る環境を整備することや、子供が自らの安全のため主体的に行動し、また社会の安全にも貢献する資質・能力を育む安全教育を充実するなど地域と連携した質の高い学校安全の取組の推進、ネットを通じた犯罪被害防止などの青少年の有害環境対策、成年年齢引き下げを見据えた消費者教育の一層の充実を図り、安全・安心な共生社会の実現を目指しています。



「学校安全ポータルサイト」



協力して地域防災マップを作成する児童（高知県教育委員会）

初等中等 教育局

[しよとうちゅうとうきょういくきょく]

世界トップレベルの学力と規範意識等の育成を目指し、初等中等教育の充実を図ります

全ての子供たちに確かな学力や豊かな心、健やかな体のバランスを重視した「生きる力」を育む教育を実施するとともに、我が国の将来を担うグローバル人材の育成を推進します。また、教員の資質能力向上の取組や教職員指導体制の整備などを通じ、全国的な教育水準の維持・向上を図っています。

初等中等教育企画課

財務課

教育課程課

児童生徒課

幼児教育課

特別支援教育課

情報教育・外国語教育課

教科書課

健康教育・食育課

参事官（高等学校担当）

「生きる力」の育成

子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするため、各学校が教育課程を編成する際の基準として学習指導要領等を定めています。

平成 20 年及び 21 年に改訂された現行の学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体という知・徳・体のバランスを重視した「生きる力」の育成を目指しています。

人工知能（AI）の急速な進化やグローバル化の進展などに伴い、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難になる中、子供達が未来を切り拓くために必要な資質・能力を確実に育成するため、平成 29 年 3 月に幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領を、平成 30 年 3 月に高等学校学習指導要領を改訂しました。

新学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図っています。その上で、主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実を通して、これからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指しています。

文部科学省では、趣旨の周知・徹底、新学習指導要領を踏まえた取組事例の収集・普及などを通じて、新学習指導要領が目指す教育を実現するための取組を一つ一つ確実に進めています。

なお、平成 27 年 3 月には、これまでの道徳の時間を新たに「特別の教科 道徳」として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改正等を行い、道徳教育の抜本的な改善・充実を図るための取組を進めています。

平成 19 年度からは、「全国学力・学習状況調査」を、小学 6 年・中学 3 年の児童生徒を対象に、国語、算数・数学（平成 24 年度、平成 27 年度は理科を追加）について実施しており、調査結果を活用して、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めています。



「新学習指導要領」

教職員指導体制の整備

全ての国民に対して義務教育の機会を均等に保障するとともに、その水準の維持向上を図るため、学校教育環境の中で重要な要素で

ある学級規模や教職員の配置については、法律によって、その標準が定められています。また、公立小・中・高等学校の教職員の身分は地方公務員で、義務教育については、これらの教職員の給与費の3分の1を国が負担しています（義務教育費国庫負担制度）。

こうした制度を通じて、国として、教育の目的の多面性と教育の手段の多様性を踏まえて政策効果を総合的に把握しながら、義務教育をはじめとする学校教育における教職員等指導体制の整備・充実を図っています。

また、現在の学校は、子供を取り巻く環境が複雑化・多様化するとともに、学校教育の質的充実に対する社会的要請も高まる中、教員の専門性だけでは対応が困難になっています。そのため、「チーム学校」の考え方の下、教員に加えて多様な専門スタッフを配置し、様々な業務を連携・分担することで、学校の教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育の実現を目指していきます。

学校における働き方改革

今日の学校を取り巻く環境は、複雑化・多様化しており、貧困問題への対応や保護者からの要望への対応など、学校に求められる役割も拡大しています。また、教育の質の向上のための授業革新や様々な教育課題への対応も求められています。こうした中、教師の長時間勤務の状況を改善し、教師が子供と向き合う時間を確保するため、学校や教師の業務の役割分担・適正化や勤務時間管理等に係る取組の徹底、必要な環境整備等、学校における働き方改革の推進に向けた取組を行っています。



「学校における働き方改革について」

児童生徒への修学支援

児童生徒が家庭の経済状況に関わらず安心して教育を受けられるよう、家庭の教育費負担の軽減に取り組んでいます。具体的には、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金制度（授業料を対象）や、低所得世帯向けの返済不要の高校生等奨学給付金制度（授業料以外の教育費を対象）等による支援を行っています。

いじめ等の問題行動等への対応、体罰禁止の徹底、キャリア教育の推進

●いじめ等の問題行動等への対応

いじめ等の問題行動等について、道徳教育の推進や体験活動の充実などの未然防止のための取組や、相談体制の充実や関係機関との連携などの早期発見・早期対応のための取組を推進しています。

●体罰禁止の徹底

体罰は学校教育法で厳に禁止されています。文部科学省では、体罰の実態把握のための調査の実施や、懲戒と体罰の区別について具体例を示すなどの取組を通じて、体罰禁止の徹底に努めています。

●キャリア教育の普及・促進

子供たちが自立して生きていくために必要な能力を培うキャリア教育を推進しています。近年は、起業体験や地方創生も重要な観点となっています。



特別支援教育の推進について

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、特別な配慮の下に、適切な教育を行う必要があります。国連の障害者権利条約が提唱する「インクルーシブ教育システム」の構築のため、障害の状態等に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった、連続性のある多様な学びの場を活用した指導や、障害の状態や特性に応じた教材・支援機器の活用等を推進しています。



足の下に設置したスイッチを押して打楽器装置を使用する児童生徒
(国立特別支援教育総合研究所の研究成果報告書の写真を一部加工)



「特別支援教育」

情報教育・外国語教育の振興

●教育の情報化の推進

社会の情報化が急速に進展する中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質としての情報活用能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることがますます重要となっています。

また、子供たちの「確かな学力」を育成するためには、分かりやすい授業を実現することが必要であり、その指導方法の一つとして、教員がICT（情報通信技術）を効果的に活用した授業を展開することが重要となっています。

さらに、学校が抱える課題の複雑化・多様化により、教員が子供たちと向き合う時間が不足していることが指摘されている中で、ICTを活用した校務の効率化に対する期待も高まっています。

文部科学省では、情報活用能力の育成の推進、教科指導におけるICT活用の推進、統合型校務支援システムの導入促進、学校のICT環境整備の促進など、幅広く取り組んでいるところです。

●グローバル人材の育成等

グローバル化が加速する社会においては、豊かな語学力・コミュニケーション力、主体性、異文化理解の精神を身に付けたグローバル人材を初等中等教育段階から育成することが求められます。また、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されます。

2020年には小学校における外国語活動が中学年へ、教科としての外国語科が高学年において導入されます。小・中・高等学校の新学習指導要領の実施に向けては、英語をはじめとする外国語教育の強化や新小学校学習指導要領に対応した教材の整備、英語教員の指導力・英語力の向上などに取り組んでおります。また、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的としたスーパーグローバルハイスクール（SGH）の整備にも取り組んでいます。



小学校5・6年生用新教材「We Can!」及び3・4年生用新教材「Let's Try!」

幼児教育の振興

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、全ての幼児に質の高い幼児教育の機会が提供されることが重要です。このため、①幼児教育の無償化による保護者の経済的負担の軽減、②平成29年3月に改訂された幼稚園教育要領の実施等による教育内容の充実、③地方公共団体における幼児教育推進体制の構築に向けた取組を通じた幼児教育の質の向上、④「子育て安心プラン」に基づく幼稚園における待機児童の受入れなどについて取り組んでいます。

また、平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度においては、全ての子供や子育て家庭を対象に幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を総合的に提供することとしています。関係府省が連携しながら、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）の創設をするとともに、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実を図っているところです。

教科書の充実

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、教科書を使用しなければならないこととされています。

我が国では教科書検定制度を採用しており、民間の発行者が著作・編集した図書に対し学習指導要領や教科用図書検定基準等に基づき検定を行い、原則として、これに合格したものの中から、実際に教科書として使用するものが採択されます。また、義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償制度を実施するとともに、障害のある児童生徒が十分な学習ができるよう、拡大教科書などの教科用特定図書等について、その普及を図っています。

平成31年4月1日からは、学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）が施行されます。新学習指導要領の実施を見据えて、紙の教科書を主たる教材として使用することを基本とし、必要に応じてデジタル教科書を併用することができるようになります。

新しい時代にふさわしい 教育制度の柔軟化の推進



●夜間中学における就学の機会の提供等

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒などの多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っています。

文部科学省は、すべての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進しています。

学校健康教育の充実

子供たちが心身ともに健やかに育つことができるよう、食育・学校給食、学校保健に関する取組を進めることが重要です。

子供たちが生涯にわたって健全な食生活を営むことができるよう、食に関する正しい知識を習得し、自ら判断する力を身に付け、望ましい食習慣の定着につなげていくため、平成17年度から制度が開始された栄養教諭を中心に学校における食育を推進しています。また、学校給食において、地場産物を活用したり、地域の郷土料理・伝統料理などを献立に活用したりする取組等を推進しています。

さらに、食物アレルギーやメンタルヘルスなど、多様化・複雑化する子供の健康課題に対応し、子供たちが生涯にわたって自らの健康を保持増進できるようにするため、喫煙や飲酒、薬物乱用、性に関する指導などの保健教育を推進しています。また学校、家庭、地域の専門機関等が連携し、児童生徒等の健康づくりを推進する学校保健委員会の設置を推進する等、学校保健に関して、学校内の体制整備を促進するとともに、地域検討委員会を設置し地域の医療機関等と連携する等、地域と一体となった取組を推進しています。



給食を食べる児童（提供：高知県四万十市）



【学校保健、食育】

高等学校教育改革

高等学校進学率は現在約99%となっており、高等学校は国民的な教育機関になる一方、生徒の能力・適性、興味・関心、進路は多様化しています。こうした生徒のニーズに対応し、これからの時代を生き抜くために必要な力を身につけるため、地域との協働による高等学校教育の充実や、高校生のための学びの基礎診断の創設、農業・工業・商業などの職業教育の推進など、生徒一人一人の個性を伸ばす特色ある高等学校づくりを可能とするための改革を進めています。

高等教育局

[こうとうきょういくきょく]

大学や大学院を中心とする
高等教育の振興を図ります。

高等教育の振興のための様々な政策を推進しています。大学、短期大学、高等専門学校を設置認可及び評価を通じた教育の質の保証、大学教育改革の支援や高度専門職業人材の養成などを進めるとともに、入学者選抜、学生支援、大学の国際化と留学生交流、国立大学の一層の活性化などに関する事務を行っています。また、税制上の優遇措置、私学助成、経営の指導・助言などを通じ、私立学校の振興に努めています。

高等教育企画課

大学振興課

専門教育課

医学教育課

学生・留学生課

国立大学法人支援課

私学部

私学行政課

私学助成課

参事官（学校法人担当）

大学・大学院等の振興

●大学教育の将来展望を見据えた施策の推進

グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展等、社会が大きく変化しつつある中、大学は、幅広い教養と高い専門性を備えた人材の育成、様々な研究を通じた諸問題の解決など、国民生活や社会経済の発展に大きく寄与しています。また、地域活性化の拠点としての役割なども担っており、新たな知と価値を創造・発信し、能動的に社会をリードしていくことが求められています。

このような国民や社会の期待に応えるため、文部科学省では教育再生実行会議や中央教育審議会での提言や議論も踏まえつつ、大学改革を確実に実行段階へと移し、世界トップレベルの大学力の実現を目指します。

●大学教育の質の保証と向上

21世紀を生きる人々の多様な「知」を育む場所として、学生の主体的な学びや考える力を育成する大学教育への質的転換が必要です。これまでの中央教育審議会答申等においても、大学教育の質的転換の必要性や大学教育の入り口から出口までの質保証として三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）の一体的策定・公表や、認証評価制度の改革等が提言されました。また、高大接続システム改革会議最終報告では、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を一体的に改革する高大接続システム改革の具体的方策について提言されています。

これを踏まえ、文部科学省は、更なる施策の検討や法令等の制度の整備、予算の確保等を通じ、高大接続改革等を含めた大学教育の質の保証と向上を図っています。

●大学院教育の充実

広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するための大学院教育の抜本的改革を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」やあらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成とともに、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成する「卓越大学院プログラム」の実施などを通じ、大学院教育の充実・強化を図っています。



博士課程教育リーディングプログラムでの学生主体のグループワーク

●国公立大学を通じた大学教育改革の支援

大学教育の質の向上や大学の機能別強化など、高等教育機関として迅速に対応すべき政策課題の解決を図るため、革新的・先導的な教育研究プログラムの開発や卓越した教育研究拠点の形成に向けた取組を、国公立を問わず、競争的環境の下で支援していきます。

●社会の期待に応える国立大学改革

平成 16 年の法人化以降、各国立大学法人では、法人化のメリットを活かし、それぞれの特色や長所を活かした機能強化の取組が進められてきましたが、急激な社会経済状況の変化の中で、更に我が国の成長と発展へ積極的な貢献をすることが期待されています。

文部科学省は 6 年ごとに国立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、国立大学法人はその目標達成のための計画をたてることになっています。平成 28 年度から始まった第 3 期中期目標期間においては、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出すため、各国立大学がそれぞれの強み・特色を生かした大学改革を推進する必要があると打ち出しました。平成 29 年度には世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる大学を文部科学大臣が指定する「指定国立大学法人制度」を創設しています。文部科学省は、各大学がこれまでの機能強化の取組を生かしつつ、より一層、高い機能を発揮できるよう、改革を引き続き後押ししていきます。

●高度専門職業人や技術者等の養成

大学は、各産業の職業分野等の社会のニーズを踏まえた高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人等の養成を担っています。例えば、医療系の学部では、志高く地域医療を担う医師や、未来の医療を創造する優秀な研究医等、急速な医療ニーズの変化に対応できる優れた医療人材の養成に努めています。また、獣医学部では、動物の保健衛生や公衆衛生の向上等を担う優れた獣医師の養成を図っています。

「専門職大学院」は、社会の各分野において指導的な役割を果たすとともに国際的に活躍することのできる高度専門職業人の養成に目的を特化した大学院の課程（専門職学位課程）です。法曹養成（法科大学院）、教員養成（教職大学院）、会計、経営管理、MOT（技術経営）、公共政策などの多様な分野で開設されています。

また、「高等専門学校」は、中学校卒業後の 5 年一貫で実験・実習を重視した専門教育を行う高等教育機関であり、ものづくりを支える実践的・創造的技術者を養成しています。

さらに、学校教育法の一部改正により、専門分野での即戦力としての実践力と新たなモノやサービスを創り出す創造力を有する専門職業人の養成を目的とする「専門職大学・専門職短期大学」の制度を設けました。2019 年 4 月より施行予定です。

奨学金事業

奨学金事業は、教育の機会均等と人材育成を目的とする重要な教育施策であり、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）をはじめとして、様々な団体によって幅広く実施されています。JASSO においては、経済的理由により修学困難な学生等に対し、給付型及び貸与型（無利子、有利子）の奨学金制度を設けています。給付型奨学金制度については、平成 29 年度に創設・先行実施し、平成 30 年度より本格的に実施しています。また、無利子奨学金制度については、平成 29 年度より、大幅に拡充し貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現するとともに、返還月額が卒業後の所得に連動する、所得連動返還型奨学金制度を導入するなど、大学等奨学金事業の充実を図っています。



「日本学生支援機構」
「JASSO」 「奨学金」

私立学校の振興

我が国の私立学校は、それぞれが建学の精神に基づき、個性豊かな教育・研究活動を行っています。私立学校に在学する学生・生徒等の割合は、大学・短期大学で約 7 割、高等学校で約 3 割、幼稚園で約 8 割となっており、我が国の学校教育において重要な役割を果たしています。

文部科学省としては、安定的・継続的な学校運営のため、経常費補助を中心とする私学助成、日本私立学校振興・共済事業団における貸付事業、税制上の優遇措置、学校法人への経営指導・経営改善支援などの各種施策を通じて、私立学校の振興を図っています。



「私立学校の振興」

大学の国際化と留学生交流の推進

社会の多様な場面でグローバル化が加速する中、国際的に活躍できる人材の育成の重要性が増えています。そうした高度人材の育成を担う中核として、我が国の大学には、教育・研究環境の国際化や学生の双方向交流の拡大など、国際化の推進が強く求められています。

文部科学省は、海外の大学との連携等により徹底した国際化を進める大学を支援する「スーパーグローバル大学創成支援」、戦略的に重要な国・地域を対象に質保証を伴う国際教育連携の取組を支援する「大学の世界展開力強化事業」等を推進しています。平成 27 年現在では、海外の大学との間で約 3 万 1,000 件の大学間交流協定が結ばれ、単位互換やダブル・ディグリー・プログラムの実施など組織的・継続的な教育連携を構築する大学が増えています。

また、ASEAN と日中韓の枠組みによる協議やガイドラインの策定等を通じて、アジアの高等教育圏の形成と域内の学生交流を促進しています。

一方、我が国の大学等で学ぶ外国人留学生数は、平成 29 年 5 月現在で約 26 万 7,000 人になっています。また、日本から海外への留学者数は、平成 27 年現在で約 5 万 5,000 人となっています。

2020 年までに日本人の海外派遣数と外国人留学生受入数の倍増を目指し、民間の協力を得て学生等の海外留学を支援する「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の推進、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れの促進等に取り組んでいます。



「大学生等の留学生交流・国際交流の推進」



トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム 第 8 期生壮行会

科学技術・学術政策局

[か が く ぎ じ ゅ つ ・ が く じ ゅ つ せ い さ く き ょ く]

イノベーションの連続的創出を実現するための仕組みを作ります

科学技術イノベーションの連続的創出を実現するための基本的な政策の企画・立案を行っています。科学技術に関する調査・評価等のほか、児童生徒から第一線の研究者・技術者に至るまでの幅広い科学技術関係人材の育成、科学技術分野における国際活動の戦略的推進、産学官連携の推進、地域における科学技術の振興や研究開発基盤の整備・共用・プラットフォーム化などの分野横断的な取組により、科学技術イノベーション政策の推進を行っています。

政策課

企画評価課

人材政策課

研究開発基盤課

産業連携・地域支援課

科学技術・学術に関する基本的な政策の企画・立案

文部科学省では、5か年の政府の基本方針である第5期科学技術基本計画（平成28年～32年度）等に基づき、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けて科学技術及び学術の振興に取り組んでいます。科学技術・学術政策局では、同計画を踏まえ、将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現に向けた科学技術イノベーション政策を企画・立案及び推進しています。また、こうした重要政策について調査・審議することなどを目的として、科学技術・学術審議会を設置し、幅広く審議（かんぎ）しています。同審議会において、基本計画の推進状況を全体俯瞰（くわんぱん）の観点からフォローアップするなど、同計画の推進に積極的に貢献しています。



[科学技術基本計画]



[科学技術・学術審議会]

科学技術に関する調査・評価等

科学技術に関する内外の動向調査や分析のほか、「科学技術イノベーション政策のための科学」の推進を通じ、客観的根拠（エビデンス）に基づく政策の企画立案等の充実を図っています。また、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を策定し、これに沿って研究開発評価の実施や取組の定着・改善を進めています。

加えて、科学技術基本法に基づき、毎年、政府が科学技術に関して講じた施策について、科学技術の振興に関する年次報告（科学技術白書）を作成し、国会に提出しています。

科学技術関係人材の育成



第7回科学の甲子園全国大会都道府県代表チーム対抗の実技競技の様子
(提供：科学技術振興機構)

人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、我が国が成長を続け、新たな価値を生み出していくためには、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・確保が重要です。科学技術人材の裾野拡大を図るとともに、優れた研究人材の育成を推進するため、初等中等教育、高等教育、更には博士号取得以降の各段階における人材育成を体系的に進めるとともに、若手・女性・外国人研究者や研究支援人材、技術士など多様な人材の活躍促進、公正な研究活動の推進に向けた取組を進めています。

科学技術に関する 国際活動の戦略的推進

世界各国・地域との科学技術協力や国際機関への協力を推進しています。また、地球規模で抱える課題に対応し、我が国の優れた科学技術と外交を連携させる「科学技術外交」を展開するため、国際共同研究等を推進しています。さらに、研究者の派遣・受入れを通じた国際交流を推進し、国際的な研究ネットワークの構築に向けた取組を進めています。



地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) 採択課題「テーラーメイド育種と栽培技術開発のための稲作研究プロジェクト」におけるイネの遺伝子解析実験の様子 (相手国:ケニア共和国)

イノベーション創出に向けた 人材、知、資金の好循環システムの構築

我が国の発展に資するイノベーションの実現や、大学等の教育・研究の活性化のためには、人材、知、資金の好循環を創出していくことが不可欠です。このため、産学官による共同研究の推進、大規模産学連携研究拠点の構築、大学発ベンチャーの創出促進、研究経営人材や起業家マインドを持つ人材の育成、知的財産の戦略的活用等に関する事業を実施しています。また、「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築は、地域の魅力を生かした新しい製品やサービスの創出、既存産業の高付加価値化のために重要です。このため、地域主導による科学技術イノベーションの創出を支援しています。



「産学官連携、
地域科学技術振興」

研究開発基盤の強化

世界最先端の研究成果を創出するには、研究者が使用する研究施設・設備・機器など研究開発の基盤となるものを世界最先端の水準に維持する必要があります。このため、大型放射光施設 (Spring-8) や X 線自由電子レーザー施設 (SACLA)、大強度陽子加速器施設 (J-PARC) をはじめとする研究施設・設備等の整備・共用を行うとともに、学術研究のみならず高い産業ニーズが見込まれる次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる計画を推進しています。また、幅広い分野の研究開発に役立つ最先端の計測分析技術・機器に係る研究開発・利用研究を推進しています。

さらに、科学技術イノベーション創出の基盤技術として、近年重要性が高まっている量子科学技術に係る研究開発を強力に推進し、我が国の経済・産業の重要課題の解決に貢献することを目指すとともに、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が我が国の量子科学技術を支えるプラットフォームとしての機能を最大限に発揮できるよう、取組を進めています。

加えて、非連続的なイノベーションを積極的に生み出すため、経済・社会的にインパクトのある出口を明確に見据え、挑戦的な目標を設定したハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進しています。



「研究施設共用に
対する取組」



「量子ビーム」



「量子科学技術研究
開発機構」



大型放射光施設 Spring-8
X線自由電子レーザー施設 SACLA
(理化学研究所:兵庫県佐用町)
提供: 理化学研究所

研究振興局

[けんきゅうしんこうきょく]

大学等における学術研究・基礎研究、政策課題に対応した科学技術の振興を図ります

研究者の独創的な発想に基づく学術研究を研究機関の支援や研究助成等により振興するとともに、ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料科学技術、素粒子・原子核等の分野において政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究の振興を図り、同時に研究設備等の研究インフラの整備や幅広い利活用に関する政策を進めています。

振興企画課

基礎研究振興課

学術機関課

学術研究助成課

ライフサイエンス課

参事官（情報担当）

参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）

学術研究・基礎研究の推進

学術研究や基礎研究は、新たな知のフロンティアを拓く礎であるとともに、イノベーション創出の源泉でもあり、人類共通の知的資産の拡大に貢献するものです。

このため、大学や大学共同利用機関等での独創的な発想に基づき、多様な知を生み出す学術研究を推進し、それを支える基盤的経費を確実に措置するとともに、科学研究費助成事業（科研費）の充実を図り、その審査システムの見直しや研究費の複数年度使用を可能とする基金化などの制度改革を推進しています。また、大規模学術フロンティア促進事業では、梶田隆章・東京大学教授が平成 27 年ノーベル物理学賞を受賞するに至った「スーパーカミオカンデ」によるニュートリノ研究の推進や、そうした研究から生み出される大量のデータを安定かつ高速の通信によって全国研究者の共同利用につなぐ「学術情報ネットワーク（SINET5）」の整備など、国内外の頭脳循環ハブとなる世界トップレベル研究の推進とそれを支える研究基盤の整備を行っています。

一方で、基礎研究は、イノベーションの創出による社会経済の発展の源泉としても重要な役割を担っているため、戦略的創造研究推進事業等の競争的資金によるイノベーション指向の基礎研究を推進しています。また、国立研究開発法人理化学研究所では、自然科学全般に関する総合的研究機関として、イノベーションの実現に向けた研究開発に取り組んでいます。

さらに、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）では、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を語る「目に見える国際頭脳循環拠点」の形成を目指しています。



スーパーカミオカンデ
(提供：東京大学宇宙線研究所神岡宇宙素粒子研究施設)

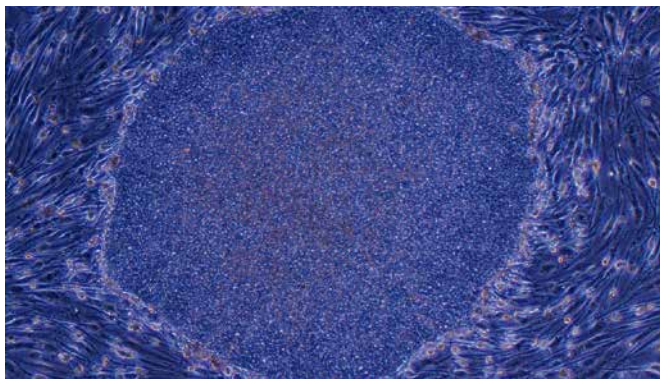
ライフサイエンス分野における研究開発の推進

ライフサイエンスは、生命が営む生命現象の複雑かつ精緻なメカニズムを解明する科学であるとともに、その成果は国民の健康長寿の実現や新型インフルエンザや薬剤耐性菌等感染症への対応、食料・環境問題の解決につながるなど、国民生活の向上及び国民経済の発展に大きく貢献することが期待されています。文部科学省では、再生医療の実現に向けた人工多能性幹細胞（iPS 細胞）等の研究、がんや生活習慣病等の予防・治療に向けた基礎・基盤研究、脳機能の解析と認知症やうつ病等の精神・神経疾患克服に向けた脳科学研究、ゲノム医療の実現に向けた研究開発等を推進

するとともに、幅広いライフサイエンス研究に貢献する解析機器、データベース、バイオリソース等の基盤の整備を行っています。また、ライフサイエンス研究に伴って生じる安全面、生命倫理面の課題に対し適切に対応すべく、法令・指針の策定・運用等を行っています。



「ライフサイエンスの広場」



線維芽細胞から樹立したヒト iPS 細胞のコロニー（集合体）
（提供：京都大学 山中伸弥教授）

情報科学技術分野における研究開発の推進

情報科学技術は、画期的なコンピューティング技術、データ解析技術、ネットワーク技術等により、あらゆる分野の成果創出の鍵となっており、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合することにより経済的発展と社会的課題の解決を両立する「Society 5.0」の実現に向けて欠かすことのできない共通基盤技術です。特に人工知能技術においては、近年、ビッグデータを処理するハードウェアの進化と深層学習を含む機械学習の発展を契機として、社会的認知度が大きく高まり、世界中で盛んに研究開発が進められています。文部科学省では、理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP センター）を拠点とした革新的な基盤技術の研究開発と、挑戦的な研究課題へのファンディングを一体的に実施し、「人工知能技術戦略会議」を政府全体の司令塔として関係府省と連携しながら、人工知能技術の研究開発・社会実装に向けた取組を推進しています。また、スーパーコンピュータ「京」を中核として全国の大学等のスーパーコンピュータを学術情報ネットワーク（SINET5）で結び、多様な利用者ニーズに応える計算環境を実現する「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）」を構築し成果創出を図るとともに、「京」の後継機となる世界トップレベルのスーパーコンピュータを開発するプロジェクトを推進しています。



「革新知能統合研究センター（AIPセンター）」



研究開発中の自律飛行ドローン及び深層学習に基づくインフラ構造物の損傷箇所自動検出技術
（提供：理化学研究所、東北大学）

ナノテクノロジー・材料科学技術分野における研究開発の推進

ナノテクノロジーは、ナノ（10億分の1）メートルのオーダーで原子・分子を操作・制御すること等により、ナノサイズ特有の物質特性等を利用して全く新しい機能を発現させる技術です。ナノテクノロジー・材料科学技術は、科学技術の新たな可能性を切り拓き、先導する役割を担うとともに、複数の領域に横断的に用いられ、広範かつ多様な技術分野を支える「先導的基盤技術」といべきものです。Society 5.0の実現に向けてもフィジカル空間を支える基盤技術として重要な役割を担っており、例えば物質・材料研究機構においては、ニオイを小型かつ高感度で検知する新たな嗅覚センサが開発され、実用化に向けた取組が行われています。その他文部科学省では、我が国の産業競争力強化に不可欠である革新的なレアアース等の希少元素代替材料の開発や、データ科学・情報科学を駆使して材料開発期間の大幅な短縮を実現する新たな材料開発手法の構築、先端的なナノテクノロジー研究設備の共用ネットワークの構築等を推進しています。



「材料のチカラ」



嗅覚センサによる呼気測定（提供：物質・材料研究機構）

素粒子・原子核分野における研究開発の推進

物質を形作る素粒子や原子核の性質を加速器という実験装置で探り、物質の構造、元素の起源や自然界に働く力の解明等を目指しています。113番元素（ニホニウム）の発見や小林・益川両博士のノーベル賞受賞などの成果があり、最近では同受賞に貢献したKEKBを大幅に改造したSuperKEKB加速器/Belle II測定器による国際共同実験を開始しました。文部科学省では、自然の基本法則の追求やそのための最先端加速器の開発等を推進しています。



SuperKEKB加速器/Belle II測定器（提供：高エネルギー加速器研究機構）

研究開発局

[けんきゅうかいほつぎょく]

宇宙、原子力、海洋や環境エネルギー、地震・防災などの大規模な研究開発を行います

環境エネルギー、地震・防災問題など社会的課題の解決のための研究開発や、ロケットや人工衛星、核燃料サイクルや核融合エネルギー、海底探査や南極地域観測など宇宙、原子力、海洋・地球等の分野における国家規模の研究開発を推進しています。

開発企画課

地震・防災研究課

海洋地球課

環境エネルギー課

宇宙開発利用課

原子力課

参事官（原子力損害賠償担当）

宇宙・航空分野の研究開発の推進

宇宙開発利用は、通信・放送、気象予報、地球観測などによる国民生活の質の向上や産業の発展、宇宙科学研究による新たな知識の獲得など、我が国の存立基盤の一翼を担い、また、子供たちに夢を与える必要不可欠なものです。

一方、航空機は、国民生活を支える身近な存在であり、航空機産業の競争力強化や旅客機の安全性に資する先端技術の追求は非常に重要なものです。

ロケット打ち上げについては、世界最高水準の信頼性の確立を目指した取組を進めており、近年では、基幹ロケットの打ち上げに42機連続で成功しています。基幹ロケットによって打ち上げられる人工衛星は、大規模自然災害における被災状況の把握、気候変動メカニズムの解明などに貢献しており、その開発を通じて得られた成果は我が国の技術力の向上にもつながっています。また、「国際宇宙ステーション計画」において我が国は「きぼう」日本実験棟及び宇宙ステーション補給機「こうのとり」を運用しており、宇宙環境利用の総合的な推進に向けて諸外国と協力して取り組んでいます。

- 人工衛星等を必要ときに打ち上げる能力を維持・確保するため、新型基幹ロケットH3をはじめとする宇宙輸送システムに関する研究開発を推進しています。
- 地球環境観測や災害監視に貢献するリモートセンシング衛星や、国際競争力を有する通信衛星等の研究開発を推進しています。
- 国際宇宙ステーション等による宇宙環境利用を総合的に推進しています。
- 「はやぶさ2」に代表される太陽系の生い立ちを探る探査活動や、宇宙の起源を探る天文観測など、世界最高水準の宇宙科学研究を推進しています。
- 旅客機の安全性、環境適合性など社会的要請に応える航空科学技術の研究開発を推進しています。



H-II A ロケット 37 号機による気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C) 及び超低高度衛星技術試験機「つばめ」(SLATS) の打ち上げ（提供：三菱重工/JAXA）



[JAXA]

原子力分野の研究開発の推進

文部科学省は、国として戦略的に重要な原子力の研究開発を実施しています。東京電力福島第一原子力発電所（1F）事故を踏まえ、今後のエネルギー政策を見直していくとともに、原子力損害の賠償など原子力災害からの復興に向けた取組を推進します。

- 原子力災害からの復興を加速させるために、1Fの廃止措置や環境回復等の必要な研究開発を推進しています。
- 使用済燃料から使った以上の燃料を生み出すことや、放射性廃棄物の減容・有害度低減に貢献することができる、核燃料サイクルに関する研究開発を推進しています。高速増殖炉「もんじゅ」等の廃止措置を、安全かつ着実に進めています。
- 研究機関や大学におけるシビアアクシデント研究等の原子力安全確保等に貢献する基礎基盤研究・人材育成の取組を推進しています。
- 立地地域との共生のための取組や、核不拡散・原子力平和利用の確保のための取組等を推進しています。



高速増殖原型炉「もんじゅ」
(提供：日本原子力研究開発機構)



「もんじゅ」

海洋・地球分野の研究開発の推進

日本近海に存在する海洋資源の調査研究に取り組むとともに、深海や地球内部といった未知の領域を明らかにするため、海洋・地球分野の研究開発に取り組んでいます。

- 海洋・地球を包括的に理解するため、調査船等による海洋調査・観測や南極地域観測事業、北極域研究などに取り組んでいます。
- 地球環境変動の解明や地震発生メカニズムの解明、海底下生命圏の探求などを目的とし、地球深部探査船「ちきゅう」等による深海掘削を行う国際深海科学掘削計画（IODP）を日米欧主導で進めています。



地球深部探査船「ちきゅう」(提供：海洋研究開発機構)

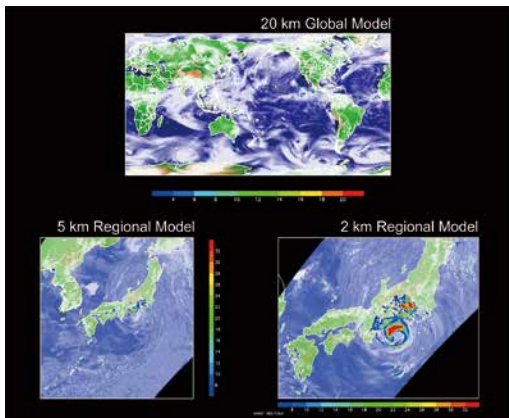


「南極地域観測事業」



「地球深部探査船「ちきゅう」」

環境エネルギー分野の研究開発の推進



209X年の温暖化した世界における日本周辺の降水量分布予測(文部科学省「統合的気候モデル高度化研究プログラム」による成果)

経済成長と温室効果ガスの大幅な排出削減の両立や気候変動への適応等に貢献するため、クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に向けた研究開発を推進しています。

- 次世代半導体や次世代蓄電池等の省エネルギー社会の実現に資する革新的なエネルギー技術の研究開発を推進しています。
- 国内外の気候変動対策(緩和策・適応策)の基盤となる高精度な気候変動予測情報の創出やメカニズムの解明など、気候変動予測に係る研究開発を推進しています。
- 「地上に太陽をつくる」といわれる核融合エネルギーの実現に向けて、国際協力に基づくITER計画・幅広いアプローチ(BA)活動など、先端的な核融合研究開発を推進しています。

地震・防災分野の研究開発の推進

日本は、平成28年(2016年)熊本地震や東日本大震災をはじめ、地震や津波、火山噴火、台風、豪雪など自然災害が多く発生する地域に位置しており、こうした自然災害による被害の軽減を目指した研究開発を推進しています。

- 地震調査研究推進のための方針を立案し、地震の発生確率・規模の予測精度向上や、地震発生メカニズム解明に向けた調査研究を実施しています。
- 想定される地震が発生した際の社会的・経済的被害が大きい南海トラフの地震や首都直下地震等を対象とした大規模な調査観測・研究プロジェクトを実施しています。
- 防災については、実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を利用した耐震技術に関する研究のほか、様々な自然災害に対応した防災科学技術の研究開発を推進しています。



「地震調査研究推進本部」



「E-ディフェンス」



実大三次元震動破壊実験施設「E-ディフェンス」(提供：防災科学技術研究所)

スポーツ庁

[すぽーつちょう]

スポーツに関する施策を総合的に推進し、スポーツ立国の実現を目指しています

地域スポーツの振興、学校体育の充実、国際競技力の向上、オリパラムーブメントの推進のほか、スポーツ庁創設を機に、スポーツを通じた健康増進、障害者スポーツの振興、地域・経済活性化、国際交流・協力等に積極的に取り組んでいきます。

政策課

健康スポーツ課

競技スポーツ課

国際課

オリンピック・パラリンピック課

参事官（地域振興担当）

参事官（民間スポーツ担当）

スポーツ庁の創設

スポーツ庁は、スポーツの価値を日本から世界に広げ、誰もがスポーツを楽しむ環境を整えるため、平成 27 年 10 月に文部科学省の外局として新たに設置されました。スポーツ庁では、スポーツに関する横断的な基本政策を提示し、関係府省の施策の調整を行うとともに、関係府省と連携して、スポーツを通じた健康増進、地域・経済活性化、国際交流・協力といった新たな分野にも取り組み、スポーツ基本法の理念である「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指します。



「組織案内」

スポーツを通じた健康増進

スポーツ庁では、国民全体が生涯にわたりスポーツに親しみ、自らの健康増進、ひいては、健康寿命の延伸を図り、健康長寿社会を実現していくことを目指しています。そのため、年代、性別、障害の有無等にかかわらず、全ての人が気軽にスポーツに親しめる環境を整備し、スポーツのきっかけづくりや習慣化を促す事業を実施しています。



「国民のスポーツライフ」

障害者スポーツの振興

障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの振興に積極的に取り組んでいます。具体的には、地域においてスポーツ関係者・障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを実施できる環境整備への支援や、障害児・者にとって身近な施設である特別支援学校等を地域における障害者スポーツの拠点としていく取組を推進することで、障害者スポーツの更なる普及・振興を図ることとしています。



「障害者スポーツ」



平成 29 年度全国障害者スポーツ大会

スポーツを通じた地域・経済活性化

スポーツを通じた地域・経済活性化のためには、スポーツ産業の活性化、スポーツ環境の充実、そしてスポーツ人口の拡大が

ながっていく好循環が重要です。スポーツツーリズムや、多数の参加者・観衆が見込めるスポーツイベントの開催、大規模な大会やスポーツ合宿の誘致等のスポーツを核とした地域活性化に向けた取組を推進するとともに、スポーツ施設の魅力・収益性の向上、スポーツ経営人材の育成、スポーツと他産業との融合・拡大など、スポーツを我が国の成長産業へと転換していくための取組を推進していきます。



「スポーツによる地域・経済の活性化」

パラリンピック競技大会の円滑な準備・運営のため、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や東京都、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）などと連携し、オールジャパン体制で取り組んでいきます。また、スポーツを通じた国際貢献や、オリンピック・パラリンピック教育の全国展開により、大会の成功はもちろん、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国内外へ広げていきます。



大会組織委員会「TOKYO 2020 みんなのTomorrow」プロジェクトの様子
(出典：TOKYO 2020/Shugo TAKEMI)

学校における体育・運動部活動の充実

体育・保健体育の学習指導要領においては、児童生徒が豊かなスポーツライフを実現することを重視し、生涯にわたって、運動に親しむ資質や能力を育てることを目標としています。この趣旨を踏まえ、学校における体育・保健体育の授業の充実や運動部活動の活性化等、指導の充実に向けた支援を行っています。



体育の授業の様子（出典：品川区立豊葉の杜学園）



「学校体育・運動部活動」



「子供の体力向上」

スポーツを通じた国際交流・協力

我が国では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、スポーツ分野における国際貢献策「Sport for Tomorrow」プログラムを進めています。

このプログラムは、世界のよりよい未来のために、あらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく取組であり、2014年から2020年までの7年間で、100か国以上の国において、1,000万人以上を対象にして、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援などを実施しています。



Sport for Tomorrowにおけるタンザニア代表野球チームの大会出場支援
(提供：(独)日本スポーツ振興センター)

国際競技力の向上

アスリートは人間の可能性の極限を追求しており、その活躍は国民に夢や感動などをもたらすものです。このようなアスリートが国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化や、スポーツ指導者等の養成・研修、強化・研究活動等の拠点構築などの支援に取り組んでいます。



「競技力の向上」

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させるためには、大会に参加するアスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整えていく必要があります。スポーツ庁においては、関係府省庁とともに、2020年東京オリンピック・



「国際交流・国際協力」

文化庁

[ぶんかちょう]

京都への本格移転を見据えつつ、 新たな「文化芸術立国」を目指し て文化芸術の振興を図ります

京都への本格移転（遅くとも 2021 年度中を目指す）に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図りつつ、新たな「文化芸術立国」（文化芸術振興を国の政策の根幹に据えた国づくり）の実現を目指して、文化芸術振興に関する様々な政策を進めています。具体的には、芸術家等の育成や芸術創造活動への助成、地域文化の振興、国宝や史跡をはじめとする文化財の保存・活用、博物館の振興、国際文化交流の推進、著作権の保護・活用、国語の改善・普及、外国人に対する日本語教育を進めています。また、宗教に関する事務を行っています。

政策課

企画調整課

文化経済・国際課

国語課

著作権課

文化資源活用課

文化財第一課

文化財第二課

宗務課

参事官（文化創造担当）

参事官（芸術文化担当）

文化芸術政策の総合的推進

平成 30 年 3 月 6 日に文化芸術基本法に基づく「文化芸術推進基本計画」（第 1 期）が閣議決定されました。この計画は、平成 30～34 年度の 5 年間を対象とし、今後の文化芸術政策の目指すべき姿やその実現に向けた政策の基本的な方向性を明示しています。また、文化庁は、京都への本格移転を見据え、文化に関する基本的政策の企画立案や関係行政機関の事務の調整などを新たな任務に加え、抜本的な機能強化・組織再編を図りました。これらに基づき、関係省庁との更なる連携を図りながら、我が国の文化財や伝統等の価値を世界へ発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげるため、文化芸術政策の総合的な推進に取り組んでいます。



日本遺産「灯り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～」構成文化財「あばれ祭」

芸術文化の振興

音楽、演劇、舞踊、映画、アニメーション、マンガ等の芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであり、同時に、社会全体を活性化させる上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。

文化庁では、我が国の芸術文化を振興するため、音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術創造活動への支援、若手をはじめとする芸術家の育成、子供の文化芸術体験の充実、地域の芸術文化活動への支援、文化庁メディア芸術祭の開催をはじめとした映画やアニメーション、マンガ等のメディア芸術の振興等に取り組んでいます。



文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）オーケストラ公演

文化財の保存・活用

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝・重要文化財、史跡・名勝・天然記念物等として指定・選定・登録し、現状変更や輸出などに一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っています。また、平成28年度には「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、日本遺産をはじめとする地域の文化財の一体的活用、国内外に向けた分かりやすい解説の充実・多言語化、適切な周期による修理や次の修理までも文化財を美しく保つ美装化などの取組を進めることで、文化財を真に人を引きつけ、地域の人の心よりどころとなるよう活用していくこととしています。

また、我が国の有形・無形の文化遺産の、ユネスコの世界文化遺産・無形文化遺産への登録を進めています。

さらに、様々な分野の博物館の連携や学芸員の資質向上等の施策を通じて、博物館全体の振興を推進しています。



歴史的建造物をユニークベニューとして活用している事例（姫路城でのイベント）

国際文化交流と国際協力の推進

文化芸術に係る国際的な交流及び国際協力の推進を図ることは、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するものです。

文化庁では、文化に携わる我が国の専門家を「文化交流使」として派遣するほか、

芸術による国際文化交流を推進し、古美術品の海外交流展を開催するなど、日本の優れた文化を広く世界に発信しています。

また、海外の文化遺産が適切に保護されるよう、積極的に文化遺産保護の国際協力を推進し、専門家の派遣や招へい等、人材育成支援を行っています。



平成29年度文化庁文化交流使・種田道一氏によるバルセロナ・カタルーニャ俳優協会における能楽のワークショップ

新しい時代に対応した著作権施策の推進

社会の変化や情報技術の発達・普及等に対応した著作権制度の整備を行うため、文化審議会著作権分科会を設置し、検討を行っています。

また、著作物の円滑な利用・流通を促進するための様々な施策を行うとともに、著作権に関する教育事業を実施しています。

さらに、海外における海賊版対策や著作権に関する国際的なルール作りへの参画など、国際的な課題への対応も行っています。



平成29年度図書館等職員著作権実務講習会（東京会場）の様子

国語施策と外国人に対する日本語教育施策の推進

日本文化の基盤としての国語の重要性を踏まえ、文化審議会国語分科会（旧国語審議会）の審議、答申等に基づき、「常用漢字表」等を周知するほか、「国語に関する世論調査」を実施するなど、国語の改善及びその普及を進めています。

また、日本語教育の実施に対する支援、日本語教育を行う人材の養成、各種の調査研究などを通じて、国内で生活している外国人に対する日本語教育を推進しています。

宗務行政

宗教法人法に基づく宗教法人の認証事務や宗教に関する資料の収集などを行い、宗教法人制度の適正な運用に努めています。

また、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。



「文化庁ホームページ」



「文化庁広報誌「ぶんかる」」

大臣官房

[だいじんかんぼう]

文部科学省の舵取役

文部科学省全体の政策の総合調整を担っています。人事、総務、会計などの一般管理事務のほか、政策評価、情報公開、広報、情報処理、国際関係事務、国際援助協力などの分野での総括事務を行っています。

人事課

総務課

会計課

政策課

国際課

国際統括官

[こくさいとうかつかん]

ユネスコ活動の振興を図ります

ユネスコ活動に関する法律に定める日本ユネスコ国内委員会の事務局として、我が国におけるユネスコ活動の振興を図っています。ユネスコ活動は、教育・科学及び文化の協力と交流を通じて、世界の平和と人類の福祉に貢献することを目指しており、特に、持続可能な開発のための教育（ESD）やユネスコスクールの活動を促進するための取組に力を入れています。



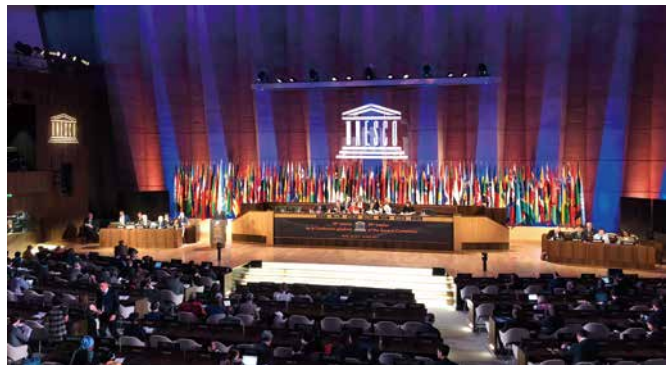
「日本ユネスコ国内委員会」

日中韓教育大臣会合

2018（平成30）年3月21日に第2回日中韓教育大臣会合を日本・東京において行いました。第2回会合では、日中韓3か国間で築き上げてきた教育交流・協力の重要性を再確認するとともに、3か国の今後の協力の方向性について記載した成果文書である「共同コミュニケ」を採択しました。



三国大臣による記念撮影（第2回日中韓教育大臣会合）



第39回ユネスコ総会



日本ユネスコ国内委員会広報大使

大臣官房

文教施設企画 ・防災部

[ぶんきょうしせつきかくぼうさいぶ]

安全・安心で質の高い
文教施設を目指します



「学校等の施設整備」

安全・安心で質の高い文教施設を目指し、学校施設整備におけるガイドラインを示すとともに、非構造部材※を含めた耐震化や防災機能の強化、エコスクールや老朽化対策の推進等を行っています。また、災害発生時における被害情報等の収集や学校施設の災害復旧の支援を行っています。さらに、国立大学等における教育研究活動を支えるキャンパス環境の整備充実を推進しています。

※非構造部材:建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等

施設企画課

施設助成課

計画課

参事官（施設防災担当）



老朽化した古い校舎を良好な教育環境に改修



先端的な研究環境の整備

安全・安心な学校施設の整備推進と 災害対応・災害復旧

学校は、児童生徒等が生き生きと学習や生活することができる安全で質の高い施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化や、少子高齢化・情報通信技術の進歩等、社会状況の変化などに柔軟に対応していくことが重要です。

このため、学校施設の計画及び設計における留意事項を示した学校施設整備指針や事例集等を作成し、学校の設置者に周知しています。

また文部科学省では、地方公共団体が行う公立学校施設の整備事業へ国庫補助を行い、非構造部材を含めた耐震化の取組を支援するとともに、教育機能のみならず避難所等として必要な諸機能を備えておくという観点から、避難経路の整備や外階段の設置、備蓄倉庫、屋外トイレ、自家発電設備の整備等、学校施設の防災機能の強化を支援しています。

災害発生時には児童生徒等の安全確保など必要な措置を講じるよう関係機関に要請するとともに、被害情報の収集に努めています。さらに、公立学校施設の災害復旧に要する経費の一部を国庫負担しています。

このほかにも、学校施設における環境負荷の低減や自然との共生を考慮するとともに、児童生徒等の環境教育の教材として活用し、地域の環境・エネルギー教育の発信拠点とするため、エコスクールの整備を推進しています。

一方、公立小中学校施設の約7割が建築後25年以上を経過し改修を要するものとなっており、校舎等の老朽化が大きな課題となっています。限られた予算でできる限り多くの学校の安全面・機能面の改善を図るには、従来の築40年程度での建て替えだけでなく、工事費が安価で廃棄物量も少なく、70～80年程度の使用が可能となる長寿命化改修への転換を図るようなことが必要です。このため、平成25年度より、建物の耐久性を高めるとともに子供たちにとって快適な教育環境を提供する長寿命化改修に対する補助制度を創設しました。また、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるための手引を作成し、各地方公共団体による学校施設の長寿命化の取組を支援しています。



「公立学校の施設整備」



「学校施設への環境対策」



「防災への取組」

国立大学等施設の整備推進

国立大学等の施設は、創造性豊かな人材育成や独創的で多様な学術研究、高度先進医療の提供等を推進するために不可欠な教育研究の基盤です。

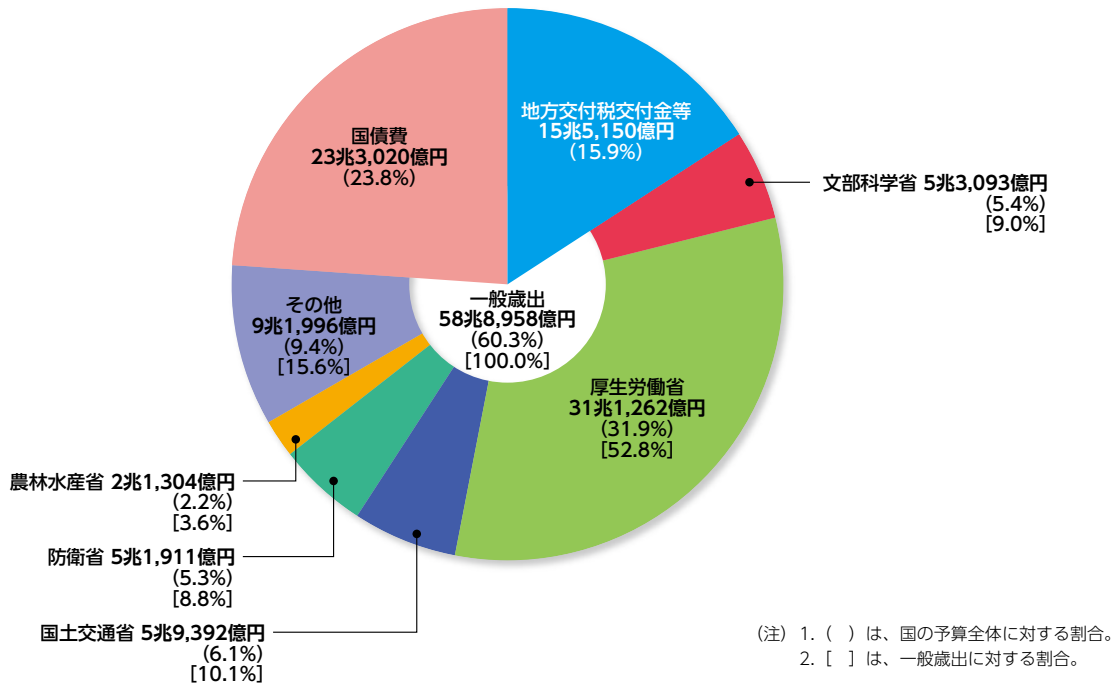
しかしながら、今後、建築後50年以上を経過した施設の急増が予想されるなど、老朽化による安全面・機能面の問題、また、維持管理経費の確保などの経営面の問題が生じており、国際競争力の強化や産学官連携の推進など高度化・多様化する教育研究活動に対応する上で課題があります。

これらを踏まえ、文部科学省では、平成28年3月に「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成28～32年度）を策定し、同計画に基づいて、質の高い、安全な教育研究環境の確保や機能強化に資する整備を重点的に行うと同時に、大学経営の一環として戦略的な施設マネジメントの取組を推進しています。

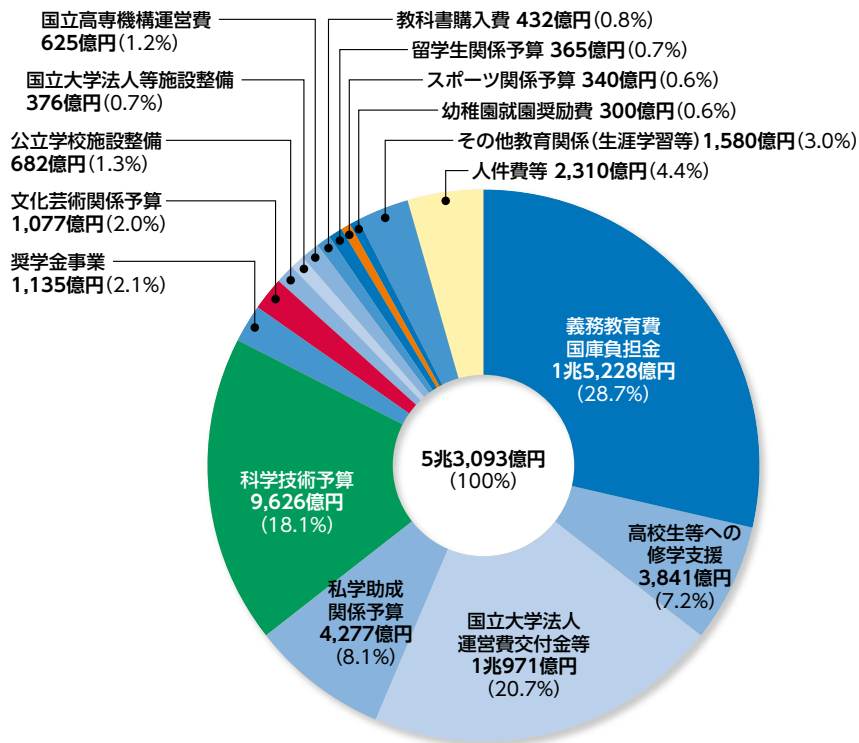


「国立大学法人等の施設整備」

(1) 国の予算



(2) 文部科学関係予算の構成

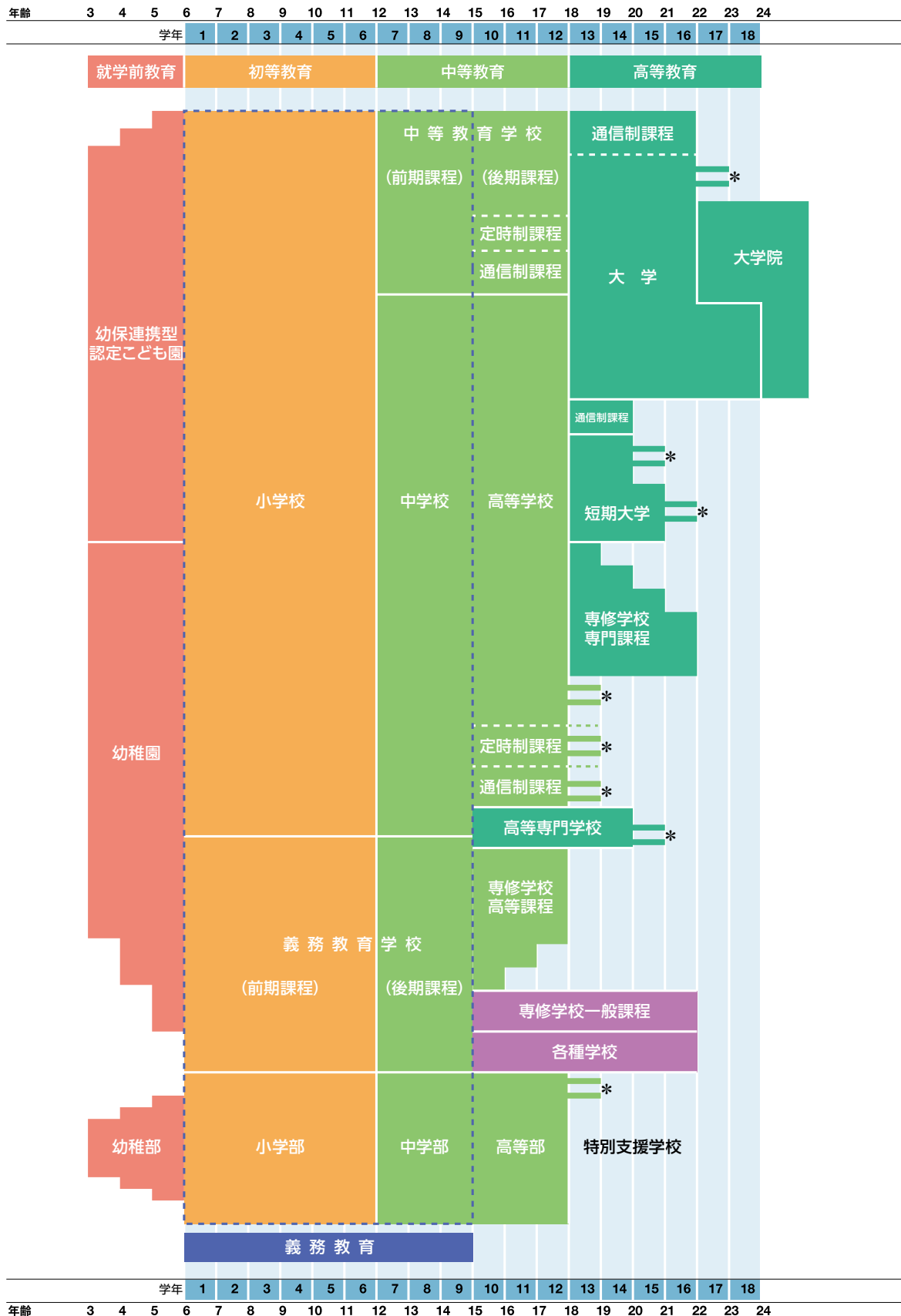


区分	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	増△減額 伸率
文部科学関係予算	5兆3,097億円	5兆3,093億円※	△4億円 △0.01%

※子ども・子育て支援新制度移行分を含めると、5兆3,136億円(39億円増)

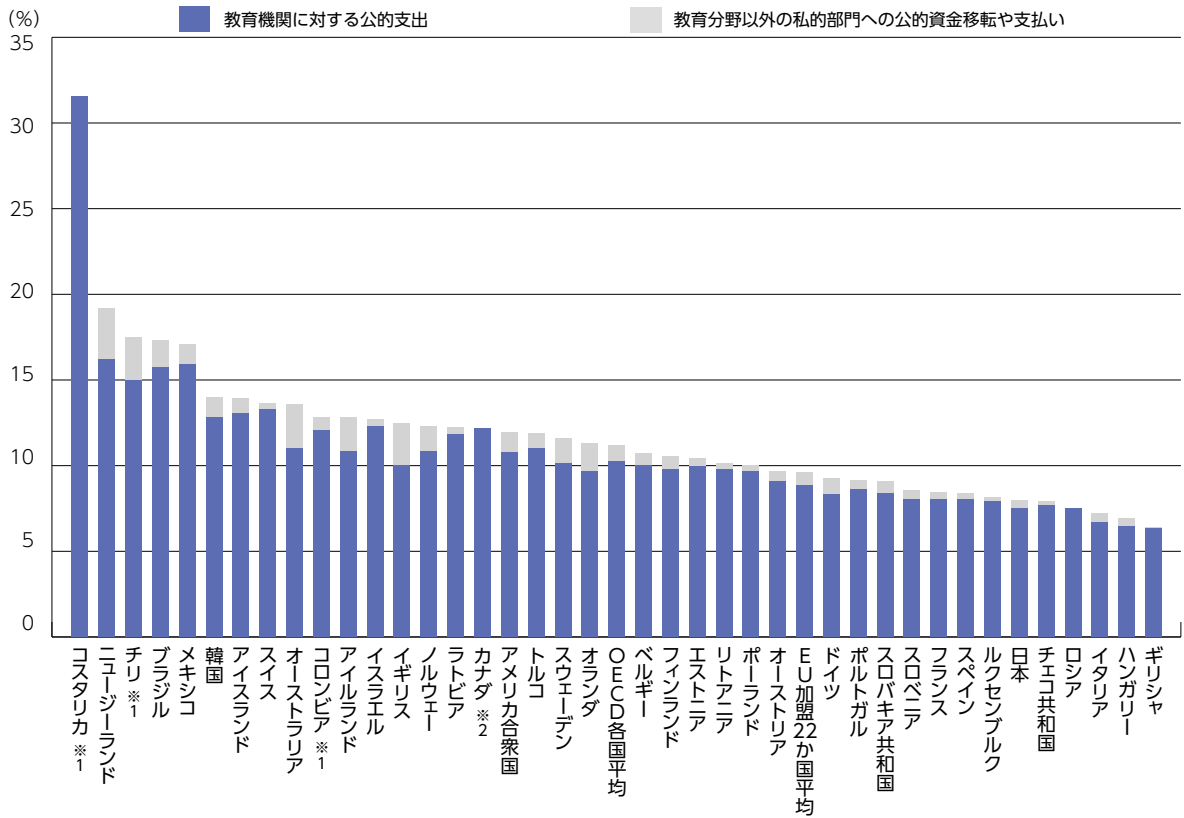
(注) この円グラフは、平成30年度文部科学省所管一般会計予算の内訳を示したものである。また、私学助成関係予算、文化芸術予算、スポーツ関係予算については重複計上がある。

資料2 日本の学校制度



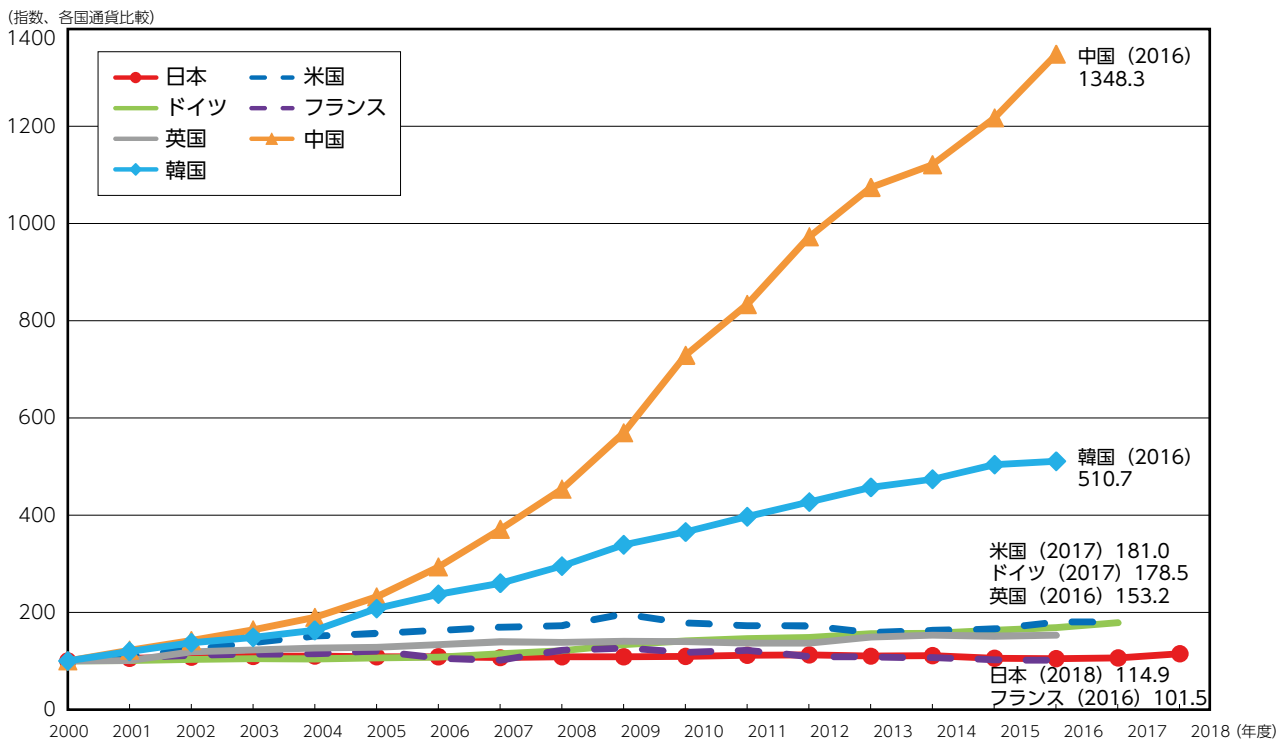
(注) (1) *印は専攻科を示す。
 (2) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。
 (3) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
 (4) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。

資料3 一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合 (2015年)



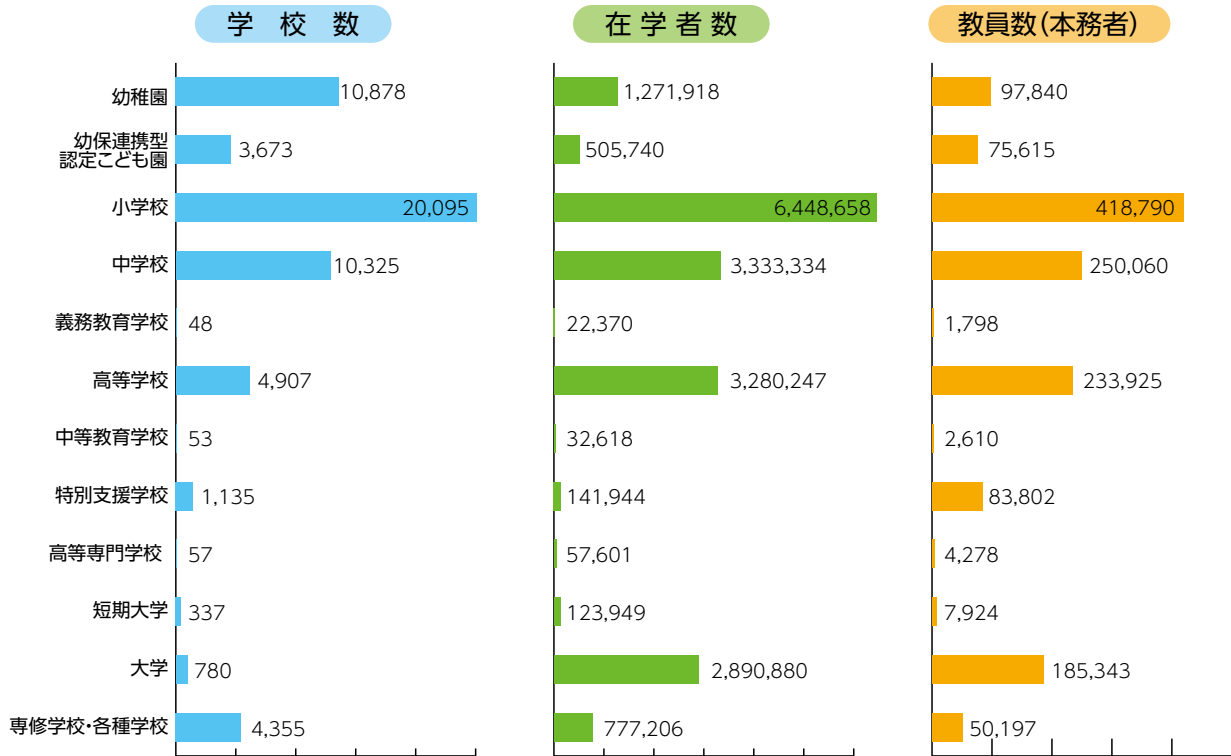
※1 調査年は2016年。 ※2 初等教育に就学前教育を含む 資料) OECD [Education at a Glance2018]

資料4 2000年度を100とした場合の各国の科学技術関係予算の推移



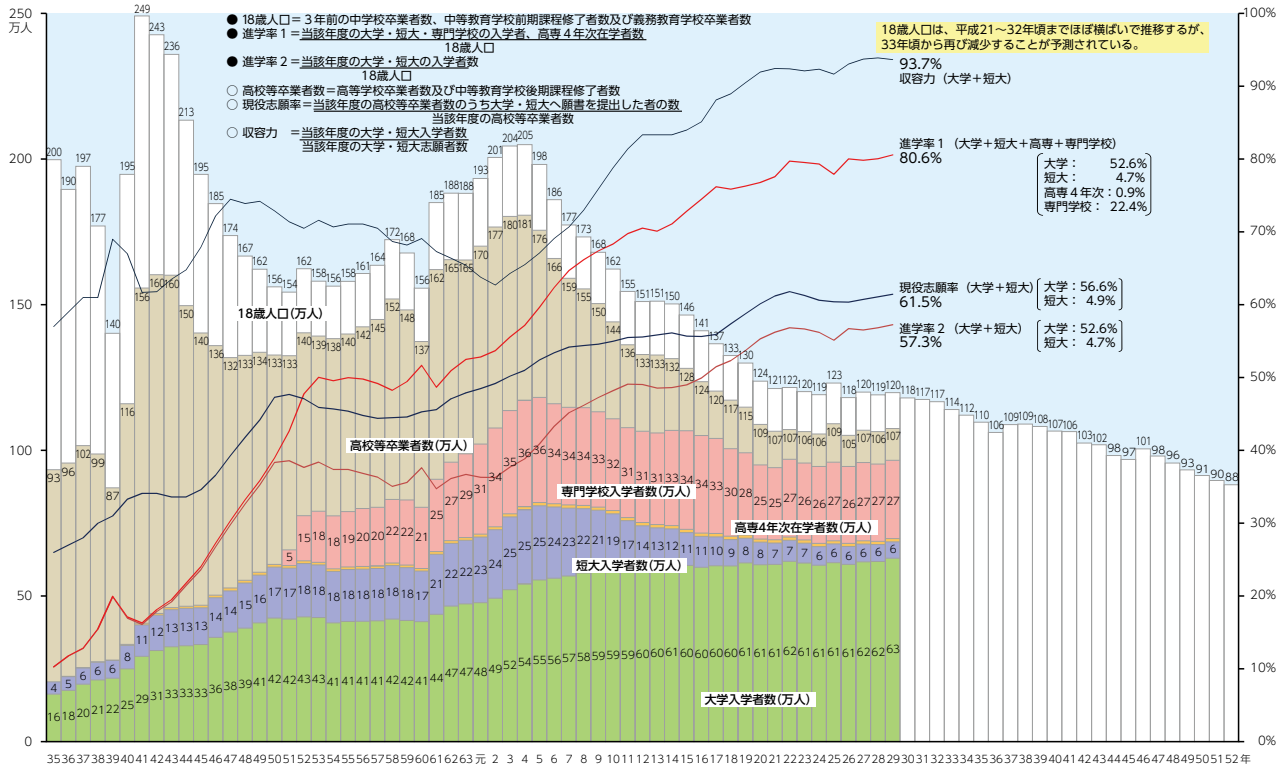
注) 1. 各国とも、2000年度の科学技術予算 (各国通貨) を100としている。
 2. 日本は科学技術基本計画の策定を踏まえ、2001年度に対象経費の範囲が見直されている。また、各年度とも当初予算である。
 3. 米国、ドイツ、フランスの2016年度の値は、暫定値である。
 資料) 日本：内閣府のデータを元に文部科学省作成。 E U：Eurostat database
 中国：科学技術部「中国科技統計数据」 その他の国：OECD, Main Science and Technology Indicators, Vol. 2017 /6.
 参照：27

資料5 学校数・在学者数・教員数 (平成29年5月1日現在)



※高等学校、短期大学、大学には、このほかに通信制の学校があります。資料：文部科学省「学校基本統計」(平成29年度)

資料6 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典：文部科学省「学校基本統計」、平成42年～52年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年度推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成
 ※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

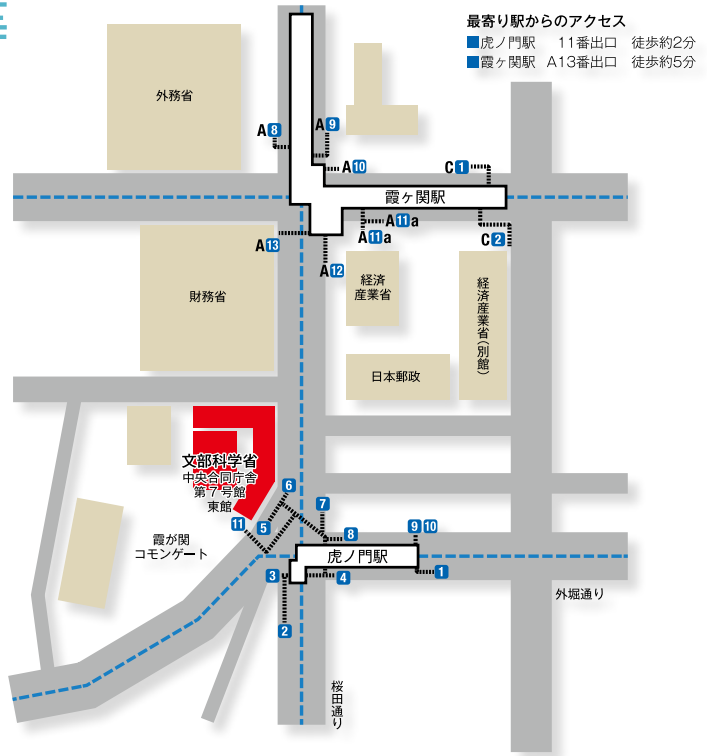
関係独立行政法人等の紹介

名 称	電話番号	ホームページアドレス
国立教育政策研究所 (NIER)	0 3 (6 7 3 3) 6 8 3 3	http://www.nier.go.jp/
科学技術・学術政策研究所 (NISTEP)	0 3 (3 5 8 1) 2 3 9 1	http://www.nistep.go.jp/
教職員支援機構 (NITS)	0 2 9 (8 7 9) 6 6 1 3	http://www.nits.go.jp/
国立特別支援教育総合研究所 (NISE)	0 4 6 (8 3 9) 6 8 0 3	http://www.nise.go.jp/
大学入試センター	0 3 (3 4 6 8) 3 3 1 1	http://www.dnc.ac.jp/
日本学生支援機構 (JASSO)	0 3 (6 7 4 3) 6 0 1 1	https://www.jasso.go.jp/
国立高等専門学校機構	0 4 2 (6 6 2) 3 1 2 0	http://www.kosen-k.go.jp/
大学改革支援・学位授与機構 (NIAD-QE)	0 4 2 (3 0 7) 1 5 0 0	http://www.niad.ac.jp/
日本私立学校振興・共済事業団	0 3 (3 2 3 0) 1 3 2 1	http://www.shigaku.go.jp/
国立科学博物館	0 3 (3 8 2 2) 0 1 1 1	http://www.kahaku.go.jp/
国立青少年教育振興機構	0 3 (3 4 6 7) 7 2 0 1	http://www.niye.go.jp/
国立女性教育会館 (NWECC)	0 4 9 3 (6 2) 6 7 1 9	http://www.nwec.jp/
日本学術振興会 (JSPS)	0 3 (3 2 6 3) 1 7 2 2	http://www.jspss.go.jp/
科学技術振興機構 (JST)	0 4 8 (2 2 6) 5 6 0 1	http://www.jst.go.jp/
理化学研究所 (RIKEN)	0 4 8 (4 6 2) 1 1 1 1	http://www.riken.jp/
物質・材料研究機構 (NIMS)	0 2 9 (8 5 9) 2 0 0 0	http://www.nims.go.jp/
量子科学技術研究開発機構 (QST)	0 4 3 (3 8 2) 8 0 0 1	http://www.qst.go.jp/
日本医療研究開発機構 (AMED)	0 3 (6 8 7 0) 2 2 0 0	http://www.amed.go.jp/
防災科学技術研究所 (NIED)	0 2 9 (8 5 1) 1 6 1 1	http://www.bosai.go.jp/
海洋研究開発機構 (JAMSTEC)	0 4 6 (8 6 6) 3 8 1 1	http://www.jamstec.go.jp/
宇宙航空研究開発機構 (JAXA)	0 3 (5 2 8 9) 3 6 5 0	http://www.jaxa.jp/
日本原子力研究開発機構 (JAEA)	0 2 9 (2 8 2) 1 1 2 2	http://www.jaea.go.jp/
日本スポーツ振興センター (JSC)	0 3 (5 4 1 0) 9 1 2 4	http://www.jpnsport.go.jp/
日本芸術文化振興会	0 3 (3 2 6 5) 7 4 1 1	http://www.ntj.jac.go.jp/
国立美術館	0 3 (3 2 1 4) 2 5 6 1	http://www.artmuseums.go.jp/
国立文化財機構	0 3 (3 8 2 2) 1 1 9 6	http://www.nich.go.jp/

文部科学省庁舎案内等

[中央合同庁舎 第7号館 東館]

32F	(会計検査院)
20F	
19F	
18F	研究開発局
17F	研究振興局
16F	科学技術・学術政策研究所
15F	科学技術・学術政策局
14F	高等教育局
13F	高等教育局、スポーツ庁
12F	大臣官房(総務課、国際課)、国際統括官
11F	大臣官房(総務課)
10F	大臣官房(人事課、政策課)
9F	総合教育政策局
8F	初等中等教育局
7F	初等中等教育局
6F	国立教育政策研究所
5F	国立教育政策研究所
4F	大臣官房(会計課)
3F	講堂
2F	エントランスホール
1	食堂



[[旧文部省庁舎]]

6F	文化庁
5F	文化庁
4F	文教施設企画・防災部
3F	情報ひろば、図書館
2F	
1F	ラウンジ



文部科学省 検索



◆ 今日の出来事

文部科学省の日々の活動を映像や写真で紹介するコーナー。(随時更新)



文部科学省 MEXT (@mextjapan)

◆ 文部科学広報

文部科学行政に関する重要な施策や最近のトピックス等について、広く情報提供する文部科学省の広報誌。(月1回発行・電子書籍)



文部科学省 MEXT (@mextjapan)

文部科学省の今と昔をテーマとした展示・イベント空間

開館時間 10:00~18:00
休館日 土・日・祝日、年末年始
入館料 無料



▲旧大臣室(昭和8年当時を復原)



MEXT から NEXT を。



<http://www.mext.go.jp/>



文部科学省

MEXT(メクスト)とは、

文部科学省の英語表記である "Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology" の略称です。MECSSTの発音からMEXTと表記しています。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL 03-5253-4111(代表) **【平成30年10月発行】**